

令和 3 年度第 9 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 3 年 8 月 3 日

担当部・課：建設部都市計画課〔内線 5 6 2 2〕

① 件 名	
都市計画道路 釜大街道線整備事業用地に係る訴訟の提起について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 都市計画道路 釜大街道線は、復興交付金及び社会資本整備総合交付金（復興枠）を財源に整備を進め、総延長約 3. 6 km のうち復興交付金区間である約 1. 8 km については、昨年 10 月 2 日に供用開始済である。 残る区間において、交渉に難航する地権者がいることから、土地収用法による取得を目指し手続きを進めていたところであるが、本年 1 月に契約締結に至ったことから、移転に着手する費用として前払金を支払い移転を促していたが、履行期限を迎えても一向に土地の明渡しが進まない状態となっている。</p> <p>【目的】 物件移転補償契約に基づく履行期限が到来しても土地を明け渡す状態にならないことから、復興事業である本事業を早期完了するため、土地の明渡しを求め訴訟を提起するもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 民法（明治 29 年法律第 89 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 震災復興基本計画 施策大綱 1 みんなで築く災害に強いまちづくり 3 減災まちづくりの推進 (1) 都市基盤の復旧・復興</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成 25 年 1 月	都市計画決定
平成 28 年 11 月	境界立会いを行い交渉を開始するが、以降交渉が難航する。
令和 元年 7 月	土地収用法に基づく「事業認定」
令和 2 年 8 月	土地収用法に基づく「裁決手続き開始」決定
12 月	仲介人が入り、契約することに同意
令和 3 年 1 月	相続人 4 名すべてと物件移転補償契約を締結し、前払金を支払う。
2 月	仲介人を交え 3 者での協議（転居先の紹介など聞き入れることなく、不当な要求を繰り返し終了）
3 月	契約に基づく履行期限の到来
5 月	特定記録郵便により催告書の送付
⑤ 主な内容	
物件移転補償契約の相手方に対し、街路事業用地の明渡しを求めるため訴訟を提起する。	
【対象物件】	
建物等	石巻市大街道東二丁目地内 居宅（木造 2 階建）、倉庫など 所有者 亡 A 名義（相続人 計 4 名：妻（B）、子 3 名（C、D、E））
土地	石巻市大街道東二丁目地内 計 14 筆 所有者 B 名義（契約済み：成年後見人選任）
<p>相続人のうち 1 名が移転の意思を示すことなく当該居宅に居住しているため、訴訟を提起し、街路事業に必要な土地の明渡しを求めるもの。 他の相続人については、事業に協力的であり、説得を試みてもらったが効果がない。</p>	

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 本路線は、復興街路整備事業として整備を進めており、平時には国道398号を補完する役割を担うとともに、災害時には避難路として位置付けていることから、早期完成により災害に強い道路交通ネットワークの構築が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 訴訟費用</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和 3年 9月 市議会第3回定例会に訴訟の提起について提案</p> <p>※訴訟手続きにより移転を促し、令和3年度内での解決を目指す。勝訴した場合でも判決に従わない場合を想定し、今後の経過を見ながら強制執行も視野に入れ対応を進める。</p>
<p>⑨ その他</p>